

会 議 録

- 会議名 平成26年度第1回みよし市男女共同参画プラン審議会
- 日時 平成26年5月29日(木)
午前9時30分から午前11時まで
- 場所 市役所3階研修室1
- 出席者
主催代表 小野田賢治(市長)
委員(出席) 小田佳子(東海学園大学スポーツ健康科学部准教授)
花井伸(みよし市小中学校校長会代表(三好丘中学校校長))
佐宗正行(みよし市区長会副会長)
稲月かよ子(みよし市社会教育委員会副委員長)
野崎又嗣(みよし市民生児童委員協議会副会長)
久野ひとみ(JA あいち豊田女性部三好支部支部長)
木戸早苗(みよし商工会女性部長)、宮代カレン(在住外国人代表)
荒木理佳(公募委員)、岸野佳江(公募委員)
- 事務局 近藤協働部長、佐伯協働部次長、久野協働専門監兼協働推進課長
森永協働推進課副主幹、中島協働推進課主任主査、西川女性活動推進員
- 会議公開の可否 公開 / 傍聴人数 0人

1 開会宣言

佐伯次長

定刻となりましたので、只今より「第1回みよし市男女共同参画プラン審議会」を始めます。

【一同起立、礼、着席】

本日はお忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。

本日の会議はみよし市付属機関の設置及び運営に関する要綱第6条に基づき、会議の全部を公開としておりますので、予めご了承ください。

傍聴者は0人です。

会議に入る前に、委員の皆様のうち区長会代表の方が変更になりますので、小野田市長から区長会副会長佐宗正行様に委嘱状を交付させていただきます。

2 委嘱状交付

市長

区長会副会長佐宗正行様に委嘱状交付

3 市長あいさつ

市長

本日は、お忙しい中、平成26年度第1回みよし市男女共同参画プラン審議会にご出席いただきありがとうございます。

本審議会では、平成25年度に、男女共同参画プラン『パートナー』の改

訂について審議をしていただき、男女共同参画プラン『パートナー』2014-2018として答申をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

本年度の審議会には、(仮称)みよし市男女共同参画推進条例の制定について諮問させていただきます。

この条例は、市、市民、事業者などの責務を明かにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、活力ある豊かな男女共同参画社会の実現を図ることを目的にしたいと考えていますので、委員の皆さまの十分な審議をお願いしてごあいさつとさせていただきます。

4 審議会会長あいさつ

佐伯次長 委員の皆様の任期は平成25年度、26年度の2年となっており、会長と副会長は委員の皆さんの中から互選で選出していただいております。

今年度も引き続き、会長には小田委員、副会長には花井委員にお願いいたします。

それでは小田会長にご挨拶をお願いいたします。

小田会長 今年度も1年をかけまして、条例の制定を審議していきます。皆様と一緒に進めていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

5 自己紹介および諮問

(1) 検討委員自己紹介

(2) 事務局職員紹介

佐伯次長 では、(仮称)みよし市男女共同参画推進条例の制定について、市長から会長へ諮問させていただきます。

市長 **【諮問】**

佐伯次長 ここで、市長は公務のため退席します。

これからの進行は、審議会設置要綱第5条に基づき、小田会長にお願いいたします。

6 議題

(1) 今後のスケジュールについて

小田会長 議題1「今後のスケジュールについて」事務局の説明をお願いします。

久野専門監 **【説明】**

佐伯次長 **【説明】**

小田会長 質疑があれば挙手をお願いします。

宮代委員 去年はパートナーの内容の審議で、今年は条例の審議をするということですか。

佐伯次長 はい、今年は条例の制定について審議します。

なぜ条例の審議をするかについては、後ほど説明いたします。

(2) (仮称) みよし市男女共同参画推進条例 (案) について

小田会長 議題2「(仮称) みよし市男女共同参画推進条例 (案) について」事務局の説明をお願いします。

久野専門監 【説明】 3～4ページについて

小田会長 ここまでのところで質疑があればお願いします。

佐宗委員 近隣の市町で条例制定されているところはわかりますか。

久野専門監 東郷町、日進市、岡崎市です。

荒木委員 条例を制定する理由をわかりやすく説明願います。

久野専門監 みよし市ではまずプランができあがりました。条例をつくることで、市民の皆様や事業者の皆様にも法令的に義務が生じます。強い強制力はありませんが、今後男女共同参画事業を推進していきやすくなります。皆様の意識を高めていくこともできます。

佐宗委員 具体的に現在、市の条例ではこういうものがあります。という事を言っていた方がわかりやすい。

久野専門監 例えば自治基本条例が5年ほど前に制定されました。

宮代委員 具体的な義務は発生しますか。条例の内容だけをみると、企業は何をしたらいいのかわからない。

佐伯次長 条例は市にとっての法律です。今回制定する条例は、市の理念をあらわすものなので、自治基本条例と同じように罰則はありません。

宮代委員 事業所から「できた」と報告しなければいけないものですか。

佐伯次長 事業所から積極的にやっていただくのではなく、こちらから照会をかけて、もしやっていなければこういう方法もありますよと情報を提供する必要があります。

宮代委員 啓発のための条例ですか。

佐伯次長 「つとめなければならない」と書いてあるところは、やって下さいねというところですので、こちらから情報提供しますのでできるだけやって下さい。というもので、「しなければならない」とあるところは、ある程度義務が出てきます。

宮代委員 何もやっていない会社になにかやっている証拠を出してくださいという事はできますか。

佐伯次長 現状、企業とのつながりががないので実際この条例ができたら、企業に男女共同参画はこういうものであると情報提供をして、どういうことをやっているかという調査をしていかなければいけないと思っています。企業も全部できるわけではなく、義務を課すわけにもいけないので企業に対しては情報を提供してそれに対して調査をして企業が何ができているか情報をいただき、市として企業の取り組みを把握することになります。

宮代委員 この条例によって情報をいただくという事ですか。

佐伯次長 まず、この条例をつくることで、男女の平等な社会の実現に向けた意思表示を市が行うことになります。男女平等の意識を皆さんに持っていた

だくことも条例の目的になります。市民や事業所それぞれの役割を明確にしていくことができます。

宮代委員

この条例に義務はありますか

佐伯次長

～しなければならない」と書かれているところは義務がありますが、～つとめなければならない」というのは努力してくださいということです。

宮代委員

啓発が目的ですか。

佐伯次長

意識づけをするのが大きな目的になります。

小田会長

皆さんに広めていくためにこの条例を策定します。国ではすでに法律がありますが、市でもそれを作っていこうとするものです。

花井副会長

会議資料 P3 の「三好町男女共同参画計画パートナー」の名称を、冊子パートナーの P62「みよし男女共同参画プランパートナー」と同じものであればそろえた方がいいのでは。

佐伯次長、久野専門監

同じものですから、会議資料 P3 の「三好町男女共同参画計画パートナー」を「みよし男女共同参画プランパートナー」に訂正してください。

小田会長

前文、第 1 章の説明をお願いします。

久野専門監

【説明】 10～13 ページ（第 7 条まで）について

小田会長

前文、第 1 章について質疑があればお願いします。

野崎委員

P11「目的」の解説部分で「三好町男女共同参画計画パートナー」のところは、「みよし男女共同参画プランパートナー」でいいですか。

久野専門監

はい、訂正をお願いします。

宮代委員

P13 第 6 条の内容について事業者は何をすればいいのか、何をしてもらう目的でこの条例をつくっていますか。

久野専門監

会社でいえば、残業を減らすなど職場環境を整え、家に早く帰れるように家庭と職場と両立できるような環境作りを想定しています。

宮代委員

条例を読むだけでは、そのような具体的な内容はわかりませんが、どこかでしめしていますか。

久野専門監

今後、条例に基づいてアンケート調査など行う中で、情報提供をしていきます。

野崎委員

冊子プランの P27 施策の方向①に具体的な内容がありますが、条例とプランと両方見ないと具体的内容はわからないということですね。

佐伯次長

P27、28 施策の方向①に市はこのような内容に取り組んでいきますということで、企業への情報提供をしています。

宮代委員

条例はこの書き方で、プランで具体的に説明していくということですか。

佐伯次長

プランは市が行うことが書いてあります。事業者は参考にしていただきたいということです。

佐宗委員

P27 の内容は、現在はこの内容で推進していくが、時代が変われば変更されるものという事ですね。

佐伯次長

国や県、市もいろいろな情報を提供していくので、企業も積極的に情報

を収集して、取り入れて行ってください。ということです。

- 佐宗委員 具体的な項目の一覧があってそれをひとつひとつチェックして行っていくのがわかりやすいと思いますが。
- 宮代委員 監査のようなものがないと、啓発だけで終わる。
- 小田会長 具体的に男女共同参画の推進を行い、チェックをするためにまず、条例を作りましょうという事です。
- 木戸委員 大きい会社は、すぐに国からの情報などを入手できますが、小さいところはそういうわけにいかない。そこで市の条例を作っていくことで小さいところも進めていくことができるのかなと思います。
- 佐伯次長 現時点では男女共同参画として企業とのつながりはありません。これからこの条例をもとにしてつながりをつくっていくものです。ただ、具体的に何をやるかはこれからつめていきます。
- 宮代委員 何をするために条例をつくるのか。
- 近藤部長 まだ、条文の説明が途中でありますが、質問にあるような調査とか、今後でできます。
- 岸野委員 昨年、プランについてしっかり審議してきました。条例があってからプランを作成していくものと思っていました。
- 近藤部長 パートナーの P34 にあるように、施策の方向①男女共同参画社会推進のための条件整備で条例制定への取り組みとなっています。
- 佐伯次長 H26 年 2 月の審議会で今年度の予定で条例制定のお話をさせていただきました。

【岸野委員退席】

- 小田会長 第 2 章の説明をお願いします。
- 久野専門監 **【説明】** P13 第 8 条から P14 第 10 条までについて
- 小田会長 第 2 章第 8 条から第 10 条までで質疑がありましたらお願いします。
- 小田会長 第 9 条の中にカッコの中にカッコがある。
- 久野専門監 これは、条文の書き方です。
- 小田会長 平成 13 年法律第 31 号というのは。
- 久野専門監 これは、国の法律で配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律です。この法律で規定する配偶者及び親密な男女関係にある者を配偶者等としています。
- 宮代委員 条例は一番左の部分だけで、解説は委員への説明のためですか。
- 久野専門監 そうです。
- 野崎委員 一般の人は条文を見ただけでは理解しづらい。
- 木戸委員 一般の方にはこういった形で条例をお知らせしますか。
- 久野専門監 まずパブリックコメント 11 月 15 日号の広報でみよし市ではこういう条例を作っていくことをお知らせして、広くご意見を求めます。そのあと議会の議決が終われば、広報やホームページでお知らせします。また、パートナーはイベント等で配布いたします。
- 木戸委員 全戸にいきわたりますか。

久野専門監
花井副会長

広報が全戸にいきます。

文言の訂正をお願いします。P12 第3条の(1)の部分を他と揃えて全角で。同(2)の「役割分担等」をプランP7と合わせて「役割分担など」に。P14 第9条の2の最後の行「つ」を「っ」に。

小田会長

第3、4章は次回、第2回の審議会で審議をします。本日いただきましたご意見は、条例の制定に反映していただきますよう事務局にお願いいたします。

では、これを持ちまして議事を終了します。

7 その他

佐伯次長

ありがとうございました。次回は7月17日(木)午前10時からを予定しています。また、近づきましたらご案内を差し上げますのでよろしくお願いいたします。

【一同起立、礼】

ありがとうございました。